

～このページは平成28年度における情報です～

清瀬市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 平成28年8月1日～平成28年12月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある方)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前に電話での確認をお勧めします。
- ・清瀬市民(住民登録がある)の方は追加項目が受診できます。
- ・受診の際は、健康保険証と受診券を必ずお持ちください。